

令和2年5月15日

千葉県知事 森田 健作 様

公益社団法人千葉県医師会  
会長 入 江 康 文  
(公印省略)

公益社団法人千葉県看護協会  
会長 寺 口 恵 子  
(公印省略)

**国の交付金の活用による新型コロナウイルス感染症対応している  
医師及び看護職員に対する危険手当の支給等について（依頼）**

先般、国の補正予算が成立し、5月1日、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の制度要綱が内閣府から各都道府県に通知されました。本交付金は、感染拡大防止策や医療提供体制の整備をはじめとして非常に幅広い事業を対象としています。

また、4月30日、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の交付要綱が厚生労働省から各都道府県に通知されました。こちらも感染予防対策や医療提供体制の整備等について都道府県を支援するためのものです。

そして、5月8日、新たに「新型コロナウイルス感染の拡大に対応する医療人材の確保の考え方及び関係する支援メニューについて」の事務連絡が厚生労働省から各都道府県に発出されました。ここでは、地域における医療人材確保策と活用できる予算措置等について記載されています。

つきましては、内閣府の臨時交付金及び厚生労働省の包括支援交付金について、その積極的な活用を図っていただくことにより、新型コロナウイルス感染症対応している医師及び看護職員に対し、下記のとおり危険手当等を支給していただきますようお願いいたします。

記

1 危険手当の支給

新型コロナウイルスに感染した患者又は感染した疑いのある患者に対応した医師並びに看護職員及びその補助を行った看護職員一人ひとりに対し、危険手当を支給されたい。

2 宿泊費の助成

上記1の医師及び看護職員が、帰宅せずホテル等に宿泊した場合、当該医師及び看護職員に対し1泊につき15,000円を上限に宿泊費の補助（病院において費用を負担している場合は医療機関に対して補助）を行っていただきたい。

3 妊娠中の医師及び看護職員の休業に伴う代替職員の雇用支援

医療機関（病院又は診療所）が妊娠中の医師及び看護職員の休業に伴って代替職員を雇用した場合に、その所要経費（賃金等）に対する補助金の支給をお願いしたい。